平成２９年度免許保有証申請受付スタート

「厚生労働大臣免許保有証」平成２９年度申請受付が７月１日よりスタート

- ■ 昨年申請が出来なかった先生方は、この時期をお見逃しなく！
- ■ 保有証の書換え、紛失時の再交付についても申請が必要です。

※　申請書類の受付は保有証の新規発行、登録事項の書換え、紛失時の再交付いずれも年１回となっています。

・ ***免許保有証で無免許・無資格と判別に活用・・・***

国家資格免許である「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師免許証」をお持ちの方が、免許を保有していることを確認するための携帯用カードです。

手技による医業類似行為に関し、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の国家資格を有しない者による施術を受けた者からの健康被害相談が多いため、施術を受ける際に有資格者と無資格者の判別に資するよう、施術者があん摩マッサージ指圧師・はり・きゅう師の免許証を保有していることを証明するものです。

厚生労働大臣免許保有証
氏名：東洋太郎
生年月日：平成○年○月○日
免許登録番号

あん摩マッサージ指圧師	東京第○○○○号
はり師	厚労第○○○○○○号
きゅう師	――――

顔写真
上記事項が名簿に登録され、免許証が交付されていることを証明する。
厚生労働大臣指定登録機関
有効期限：　平成○年○月○日

（厚生労働大臣指定登録機関：（公財）東洋療法研修試験財団において発行）

・ 保有証の新規発行、発行済みの保有証の登録事項の書換え、紛失時の再交付の申請を希望される方は、事務所（電話 075-803-6078）まで申請書をご請求ください。

・ 免許証の紛失、または登録事項（氏名、本籍地等）に変更がある場合・・・
免許証の再交付、登録事項の変更手続きが必要です。免許証の再交付、登録事項変更手続きについては（公財）東洋療法研修試験財団のホームページを参照下さい。
http://www.ahaki.or.jp/registration/guidance.html

・免許証の再交付、登録事項に変更のある場合は、保有証の申請前に必ず、免許証の再交付、変更手続きを完了してください。

平成２９年度分スケジュール	７月 ～ ８月末	関係団体受付
	９月 ～１０月	全鍼師会等で書類確認
	１１月 ～ １月	財団での受付及び発行

・会員外の先生にも呼びかけましょう。
この免許保有証の申請手続きは、本会以外のはり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師の先生方も本会から申請できます。　申請方法等の詳細は本会事務所へ

鍼灸・マッサージ助成制度の活用・運用は適正に!!

過日、各市町村が実施している高齢者あん摩・マッサージ・指圧・はり・きゅう施術の助成制度で不適切な請求があり、取り扱い停止の処分を受ける報告がありました。

指定施術所、施術者取扱登録及び契約をされている方は、今一度、自治体の取扱要綱、注意事項を再度確認し、適切に運用して下さい。施術の補助券や助成券等の助成制度は高齢者の健康増進を目的とした制度です。

不適切な運用は取り扱い停止の処分を受けることになります。

①三者負担方式の市町村によっては、助成券で１０００円 、施術者側も１０００円負担するという扱いがあります。取り扱い要綱を確認し施術師側の負担も正確に行ってください。

②助成券は１回の施術に１日１枚しか利用できません。患者さんから１日に数枚の利用を求められても利用すれば請求者の不正請求となります。金券のように複数枚の扱いはできません。あくまで施術の補助券です。

③請求に疑義がある場合、施術録の開示が必要になります。保険（療養費）活用時だけでなく助成券利用の実費治療も施術録を整備し保管してください。

④ 請求者と患者が同一の場合（自分で自分を治療し請求する）請求できません。医科においても自己診療は禁止されています。自家診療にもご注意ください。

⑤健康保険を使ったはり・きゅう・マッサージ治療（同じ疾患）には利用はできません。

療養費の取扱いも含めて、制度を十分に理解しその趣旨に沿った取扱いは当然のことであり、不適切な請求により失う信用は計り知れません。

制度を正しく理解して、正しく適正な申請を行ってください。

【　保険部　】

（公社）全日本鍼灸マッサージ師会定時総会
日本鍼灸マッサージ協同組合総代会　「報告」

去る平成２９年５月２８日(日)ルポール麹町にて開催された（公社）全日本鍼灸マッサージ師会定時総会に京都の代議員として吉舎先生（洛中Ｂ）と共に出席しました。

総会は昨年度の事業報告、決算報告、本年度の事業計画、事業予算、役員改選、地方提出議案の審議があり、役員改選にあたっては本会の朝田、森両理事、西島会員が全鍼理事にめでたく当選されました。

また、京都からは以下の３つの地方提出議案を提出しました。

① 今回の総会開催にあたり、福岡県師会から代議員が選出されておらず、公益社団法人全日本鍼灸マッサージ師会定時総会の審議事案に対しての議決権及び報告事項が欠けることに対して、公益社団法人全日本鍼灸マッサージ師会は、いかがお考えでしょうか。

② 療養費の受療委任払い制度が認められる情勢下において、書式の統一様式化も行われるのではとの声も聞かれます。もし、これらが実施されるのであれば、レセコンを導入されていない団体は、これに合わせて導入を考えられると思います。今後、この統一様式のレセコンを全鍼で作成され、それを各県師会へ幅広く勧められてはいかがでしょうか。

そのことにより、全鍼には手数料収入が見込まれ、慢性的な財政難を少しでも収入増に改善されていきます。同時に、各県師会においては、全鍼のバックアップをいただける要素が増え、地方と中央との連携も深まると考えています。

③ 毎年開催される東洋療法推進大会についてですが、各都道府県で開催されるなら、その開催都道府県独自の取り組みや、各部局の活動を伝える分科会を催し、発表をする機会をもった方が、各都道府県で開催する意義が高まると思いますが、いかがでしょうか。

①の議案に関しては、他の審議事案に対しての議決数に関することから、総会の審議に入る前に総会議長へ緊急動議し、議長は動議を受け入れるか賛成支持者（セコンド）を確認したところ賛成支持者が複数いたことからこの緊急動議は受入れられました。

双方の言い分はありましたが、京都としては斯界が一つにまとまる大切さを訴え、福岡と全鍼の本部から地理的に中間地点である京都に双方が歩み寄り、９月に東洋療法推進大会が京都で開催されることを絡めながら、前向きな解決をされることを提案しました。

②の議案に関しては、往田保険局長をはじめ全鍼保険局担当理事にレセコン導入の意思を確認

したところ、この提案は前向きに検討するとの見解をいただきましたので、本会のレセコン導入に関して一考に値する回答となりました。

③の議案に関しては、今までも地方の特色を出しながら東洋療法推進大会を開催していたつもりだが、この京都大会からさらに地方の活動を発表できる分科会枠を設けるようにしていくとの回答を得ました。

各都道府県の代議員の先生方の意見や質疑もあり、４時間半に及ぶ総会でありました。

【　洛中Ｂ　山内敏司　】

日本鍼灸マッサージ協同組合第 19 回(第 22 期)総代会報告

平成 29 年 5 月 29 日(月)定刻の 10 時より少し遅れて協同組合総代会があった。京都からは朝田会長と西島が出席した。堀理事長の挨拶の中で、「１５年前までは出資者を募っていたが、現在の参加者は殆ど出資されていない。今年度６月１日より、1 口 1 万円の出資者を募集している。4000～5000 人の方が出資者となって頂けるように宜しくお願いしたい。」との話があった。

総代人数 87 名（出席 73 名・委任状 14 名）の出席で総代会は開催された。平成 28 年度事業・活動報告、平成 28 年度決算報告ならびに監査報告は承認された。

次に役員改選が行われ、理事長：堀昌弘氏、副理事長：杉田久雄氏、専務理事：伊藤久夫氏、理事：高野広行氏、齋藤恭二郎氏、染谷雄一氏、黒澤淳氏、員外理事：金田一功氏、理事補欠：狩野裕治氏、監事：石川英樹氏、大淵真氏、員外監事：杉山誠一氏に決定した。

続いて、平成 29 年度事業計画案ならびに平成 29 年度収支予算案が承認された。

Q.事業計画案３）その他の事業の④療養費取扱いの事業化準備とは・・・

A.療養費については受療委任払いが認められていて、会員さんの方から協同組合で療養費の支給申請について代理がやれないかと問合せを頂いていた。この事もふまえ、これから検討を始めてシステムなども含めて意見を頂きながら検討しようということである。・・・質問者：視覚障害者はレセプトを作るのが難しい。代筆をお願いしたいが全鍼ではやってくれないので日マ会や鍼灸保険協会などに入ってしまうケースを多々聞きます。協同組合も何年とか言わないで目処をつけて進めて頂きたい。

◇その他の質疑応答

① 理事報酬についての質問・・・通例は内訳として理事長・副理事長には毎月 30 万円を支給し他の理事についてはその都度支給される。今期は予算の範囲内で理事長・副理事長・専務理事で分配することになる。

② 出資金について詳しく、出資金を募集するとあるが配当金は支給されるのか・・・全鍼師会の共済から始まっている。赤字が解消されるまでは配当金は出ない。平成 28 年度師会別売上を討議資料に記載しているが 10 万円以下の師会は積極的に協同組合を利用してほしい。

③ 赤字 900 万があるが、普通は儲かることをするのが協同組合ではないか。なぜ赤字になったのか・・・協同組合を知らない人が多い。

④ 協同組合の総代はどのように決まるのか・・・基本的には出資者が総代になる。全国を掌握するのが難しいので、９ブロック単位でブロック長が総代を決定する。（京都師会は近畿ブロックに該当する）

⑤ 役員の選考は・・・総代会で選考委員が決めていく。

※11 月 11 日(土)保険局長の往田先生による保険取扱いの講習を予定している。

宜しくお願いしたい。(昨年は 72 名参加)

【報告　西島登貴子】

本会より京都仏眼鍼灸理療専門学校へ講師派遣

現場で治療されている先生の講義を生徒にして欲しいとの依頼がありました。それを受け、６月７日（水）１９：３０～２１：００に洛中ブロック会員の高岡雅弘先生による「スポーツ障害におけるマッサージの有効性とリハビリテーションの応用」というテーマで仏眼鍼灸理療専門学校の選科３年生に行いました。
手技についての講義と実技が行われました。受講の生徒さん達、熱心に受講。来月７月にも本科の生徒さんを対象にして開催予定です。　【北田　義博】

マッサージの巡回施術
山科区の特別養護老人ホーム「東旺苑」にて

６月 11 日(日)14:00～16:00 山科区の特別養護老人ホーム「東旺苑」にて、マッサージの施術を行いました。今回も、施設さんが、用意して下さったスペース(広間)に、ご自分で歩いて、もしくは、車イス等で来られる方々にマッサージ施術をする班と、歩行困難の方のお部屋で施術する班に分れて行いました。

入所者様はもちろんですが、職員の方々にも「リフレッシュ出来た！」「また仕事を頑張れる!!」と、大変喜ばれました。
受療者 52 名(内、職員様 22 名)参加会員 10 名《(敬称略)足刈・並木・川口・松田・漆谷・水田・本政・大杉・大堀実・大堀》ご参加下さった皆様、お疲れさまでした。ありがとうございました。

【 洛東ブロック　大堀尚代 】

第３回びわ湖トライアスロン in 近江八幡ボランティアマッサージ

６月 18 日（日）「第３回びわ湖トライアスロン in 近江八幡」における鍼マッサージボランティアに参加して参りました。毎年京都マラソンでお手伝い頂いている滋賀県の鍼灸マッサージ師会の中西先生の呼びかけで急遽お手伝いに行って参りました。他にも大阪の先生や明治国際医療大学の先生が応援に駆けつけて下さいました。

トライアスロン競技参加者は 472 名。スイム 1.5ｋｍ バイク 40km ラン 10km （中高生のジュニアは 1/4）の競技です。

施術者４名、受付４名で 31 名の選手に対応しました。

受療者の年齢は中学生から 60 代と幅広く、週 5～6 日トレーニングされている方も多くおられて、疲労箇所から自分の癖との関連を尋ねられたり、ストレッチやトレーニングのアドバイスに真剣に耳を傾けておられました。

競技大会の選手は専門知識も豊富なので私たちもしっかり勉強して対応して行かないといけません。

スポーツケア部ではこれからも学びの機会を増やして行きたいと思います。

【　スポーツケア部　戸中　】

法　制　だより　今月の報告

■指導要請■

１．左京保健センターへ１件……無免許者による違法広告

山城南保健所へ２件……無免許者による違法広告

有資格者による違法業務の疑い、違法広告

２．無免許者対策について

４月１６日（木）衆議院議員に無免許者対策について協議、要望を行いました。

５月１７日（水）議員が本会へ来館され、それについての意見、回答をいただいた。

（樋口事務員が応対）

議員の意見、回答

（１）団体としての要望を１本化する必要がある

各団体によって、要望事項が異なっている。例えば、団体によっては、無免許マッサージを問題としている会や柔整師によるマッサージを問題にしている会がある。

（２）免許が必要であるアピールを行う

その一つとして、鍼の効果の科学的根拠を示す等のアピールをする。

（３）今後のあはきのニーズについて

超高齢化を迎える現実の中で、在宅マッサージは、現在も行われていますが、癌の緩和ケアにも有用ではないか。　そこに入っていくには、免許を必要とするよう働きかけを行う。これらは、職域問題につながり、視覚障害者の職域の確保という点も訴えられる。

（4）その他

3．平成 29 年 5 月 26 日、消費者庁は「法的な資格制度がない医業類似行為の手技による施術は慎重に」という内容で、その危険性を啓発する内容を公表した。

消費者庁 News Release より

消費者庁には、「整体」、「カイロプラクティック」、「リラクゼーションマ ッサージ」などの法的な資格制度がない医業類似行為の手技による施術で発生した事故の情報が、1,483 件寄せられています(平成 21 年9月1日から平成 29 年 3月末までの登録分)。そのうち、治療期間が1か月以上となる神経・背髄の損傷等の事故が 240 件と全体の約 16%を占めています。と述べている。

詳しくは同封の資料を参照してください。

◇◇◇　会員の皆様～法制部へ情報提供をお願いします　◇◇◇

無免許業者によるビラやチラシ等の案内、看板、施術等の情報提供を
本会事務所へお寄せください。

TEL 075-803-6078　FAX 075-821-2390　【法制部　山﨑宣彦】

協力者募集
太陽ヶ丘ファミリープール健康ブース（洛南・南京都ブロック）

日時：平成２９年８月６日（日）　１０：００～１５：００（予定）
内容：はりきゅうマッサージの日啓発活動（配布活動）及びプールサイドでのマッサージ
（女性は女性スタッフで施術）
その他：駐車場確保します。

平成２９年度北京都ブロック事業参加協力者募集のお願い

1．はりきゅうマッサージの日行事
日　時　8月6日（日）１２：００～１８：００
場　所　福知山市駅前町 400 番地
市民交流プラザふくちやま
内　容　1．府市民健康教室　講演　転ばぬ先の脚づくり
講師　京都府鍼灸マッサージ師会会員　木村　公一　先生　2．鍼灸マッサージ無料体験施術
電話（０７５）８０３－６０７８　FAX（０７５）８２１－２３９０

予告 「はり・きゅう・マッサージの日」の企画

イオンモール京都五条

キッズ本格お仕事体験に参加します。

「はり・きゅう・マッサージの日」イベントに際しまして、今年は上記のイベントに参加します。多くの会員皆様にご参加頂けます様、宜しくお願い申しあげます。

日時　平成 29 年　８月 11 日（金・祝）
場所　イオンモール京都五条　３F　イオンホール
時間　９：00～17：00
参加申し込みはメール（office@ksmk.jp）にてブロック名と名前を明記の上、参加時間を連絡ください。また会館事務所にて電話連絡も受け付けます。

このイベントのコンセプトは、「子どもが色々な職業の存在を学び、将来の自分を考える機会を提供する事」を目的としています。当会におきましても、親子であん摩・マッサージ・指圧を行う事で親子の絆を育み、家族のみならず人に喜ばれるお仕事である事を知って頂き、マッサージを行うには国家免許が必要である事を子どものころから知って頂く事を目的としています。
また、はりを使ってのイベントも考えています。場所柄火器厳禁の為お灸については控える事とします。

納涼のイベントについて　参加お待ちしています!!

例年行っております「納涼会」につきまして、今年は東洋療法推進大会もある事から、決起集会を兼ねて盛大に行いたいと考えています。
今回は、「東洋療法推進大会 in 京都」の成功と永年会員交流会および、会員の慰安を兼ねまして三つまとめて行います。場所等につきましては８月の会報にてご報告申し上げます。

日時　平成 29 年８月 20 日（日）夕方～

【　互助厚生部　森　孝太郎　】

会 員 掲 示 板

フランス「パリの指圧学校」視察から

この度、京都市とパリ市友好 60 周年記念プレコンサートがフランス銀行の黄金の間にて開催される事をお聞きし、ご出演される本願寺裏方の大谷祥子様にお願いしてご一緒させて頂ける運びとなりました。
以前、名古屋全鍼理事の荒深先生にお会いし

た際、パリで美容鍼の講義をされて大盛況であったことを聞いておりました。その荒深先生からパリで指圧学校を運営されている市川先生をご紹介頂き、今回の視察となりました。
フランスでは職業としてフランス政府が認可した為、今回視察したパリの指圧スクールには現在５０名が在籍しており、週末（金）の夜コース(土)（日）の終日コースがあり、大変熱心に授業を受けておられました。一年時の学費年間１６万円で仕事をしながら受講することが可能です。
授業内容は、日本の整体師やエステシャンの技術習得のためのスクールであり、日本の指圧・あん摩・マッサージや鍼灸の国家資格を受験するための専門学校のような、生理学　解剖学　衛生学　病理学　整形外科学　外科学　スポーツ栄養学　臨床概論等の科目の専門的な履修は無くヨガや太極拳のような呼吸法を行う運動を授業前に行ってから実技実習を主に行っていました。
今回の視察で日本に興味を持っている生徒さんが大変多いと感じました。日本語を勉強されている方やパリ在住の日本人の方もいましたので驚きました。また３年前にフランス政府が指圧を職業として認可されたので此れから指圧を職業にする方も増えてくるのではないかと思います。驚いた事にフランスは格差社会なので日本で指圧を職業とすると地位的にはどうなのか？と言う質問に些か戸惑いました。日本でそのような事を考えて仕事をした事が無かったからです。
フランスでは日本のような国家資格を持って開業している店舗は少なく、実際パリでマッサージ店に行って体験しましたが中国人と韓国人の店舗が多く、技術は日本の指圧とは比べ物にならない最低なものでありました。

フランスから日本での研修を希望

海外の方は日本の伝統的な座禅・茶道・華道・盆栽・柔道・刀剣に興味を持っている人が多いです。日本での指圧研修に座学を含めると、指圧以外に興味を持っている方のすそ野が拡がるのではないかと思います。実際、研修生が患者（お客）様に触れて実習もしたいと言う意見もありました。当院でも近年観光客で指圧を受けたい人が増えております。
また、日本でも東京オリンピックを控え、これから益々海外からの観光客も増加すると思います。柔道整復師会では海外から来られた方の対応用マニュアル本も用意しました。我々も海外からの方々の受け入れが出来るように対応していかなければならないのではないでしょうか

日本からフランスにレクチャー

京都府鍼灸マッサージ師会から希望者を募って派遣する。
９月に京都で行われる全日本鍼灸マッサージ師会に協力依頼する。

【　内山　康子　】

＜広報部からのお知らせとお願い＞

■ 会員情報、交流、意見交換の場としての「会員掲示板」

会員の奮闘記でも、治療に関する疑問や悩み、有効事例、症例検討、制度問題などでも結構です。会員の節度ある掲示板を展開しましょう。投稿募集中！！

【広報部】